

小田原市芸術文化創造センター基本設計業務  
デザインプロポーザル募集要項

平成24年12月6日

小田原市

# 小田原市芸術文化創造センター基本設計業務 デザインプロポーザル募集要項

## I. 一般事項

### 1. 趣旨

小田原市では、第5次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」において、先導的施策の一つとして「文化力を高める」を掲げ、市民に愛される芸術文化創造の拠点として、市民ホールを整備し、多様で豊かな芸術文化活動を促進すると定めています。

また、小田原市の目指す文化振興の方向性を明らかにするための「小田原市文化振興ビジョン」を策定し、その中で、豊かな歴史と文化を背景として「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」を目指す都市のすがたとしています。

これらの上位計画に基づいて、平成28年度の完成を目指す市民ホールの理念と使命、行われる事業や施設機能等の基本方針を示した「市民ホール基本構想」をまとめ、続いて、事業方針や施設の機能、規模等を示した「市民ホール基本計画」を策定し、市民ホールにおける整備推進方針を定めました。

この方針に従い、平成25年度に予定している基本設計を行う設計者を、公募により選定します。

多くの市民が計画の検討に参加し、議論を積み重ねてまとめられた基本構想及び基本計画において、今回の整備が、老朽化が著しい市民会館の単なる建て替えではなく、芸術文化活動を通じて、地域と市民が核となって作り出していく、小田原の創造的な活動の源泉とも言える施設を整備するものであり、これまでの「市民ホール」という呼称を「芸術文化創造センター」とすべきであるとしております。

そこで、設計者を選定するこの機会を捉え、この施設の呼称を、その目指す方向性にふさわしい「芸術文化創造センター」とします。

これにより、芸術文化創造活動の拠点という本来の役割とともに、小田原駅・小田原城周辺との関係性を高め、街全体の回遊性を意識した都市的な役割も併せて、中心市街地の活性化やにぎわいを生み出す施設となることを目指していきます。また、小田原城や三の丸地区の周辺環境に配慮し、小田原の都市景観形成の先導的施設としても位置づけられることが期待されます。

「芸術文化創造センター」の設計者は、多くの市民による検討の経緯を十分に把握するとともに、その成果である基本構想、基本計画を十分理解し、かつ、設計過程において市民や行政とともに業務を進め、課題解決を図ることのできる能力と熱意を持った設計者であることが求められます。

これらを踏まえ、「市民ホール基本計画」を実現するための優れたアイデアと高い技術力を有し、これからの小田原市にふさわしい施設を市民とともに作り上げていくパートナーとなりうる設計者を選定するために、デザインプロポーザルを実施します。

## 2. 芸術文化創造センター整備事業の概要

- (1) 所在地 小田原市本町一丁目 138 番 6 ほか
- (2) 計画敷地面積 9,608.77 m<sup>2</sup>
- (3) 施設機能 大ホール系機能、小ホール系機能、展示系機能、創造系・支援系機能、交流系機能、管理系機能
- (4) 建設費 55～60 億円程度
- (5) 整備スケジュール 平成 25 年度 基本設計  
平成 26 年度 実施設計  
平成 27 年度 建設工事着手  
平成 28 年度 完成

## 3. 業務概要

- (1) 業務名 小田原市芸術文化創造センター基本設計業務
- (2) 業務内容 小田原市芸術文化創造センターの基本設計
- (3) 履行期限 平成 26 年 3 月

## 4. 選定の方式

公募によるプロポーザルとし、3 段階の選定方式とします。

第一次審査は、第二次審査での提案を求める 20 者程度を選定します。第二次審査は、第三次審査の公開プレゼンテーション及びヒアリング（以下「公開プレゼンテーション」という。）に参加を求める 5 者程度を選定します。第三次審査は、最優秀者及び、優秀者をそれぞれ 1 者選定します。

## 5. プロポーザルの概要

- (1) 名称 小田原市芸術文化創造センター基本設計業務デザインプロポーザル
- (2) 主催者 小田原市
- (3) 事務局 小田原市 文化部 文化政策課 市民ホール建設係  
住所 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300  
電話 0465-33-1702 FAX 0465-33-1526  
Eメール [shiminhall@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:shiminhall@city.odawara.kanagawa.jp)  
窓口対応時間 9 時～17 時（土・日・祝日を除く）  
URL : <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>  
※サイト内検索で「芸術文化創造センター」と検索してください。

## Ⅱ. 実施スケジュール

内 容	日 程	備 考
手続開始の告示	平成 24 年 12 月 6 日	
募集要項等の窓口での配布期間	平成 24 年 12 月 6 日から 平成 24 年 12 月 25 日	文化政策課の窓口にて配布 市ホームページからのダウンロードも可 (PDF・WORD)
建設予定地の視察会	平成 24 年 12 月 13 日	参加予定者は 12 月 12 日 17 時までに申込みを行う
第一次審査提出図書に関する質疑の提出期間	平成 24 年 12 月 6 日から 平成 24 年 12 月 14 日まで	提出方法：持参又は送付
第一次審査提出図書に関する質疑の回答	平成 24 年 12 月 18 日	回答方法：市ホームページに掲載及び窓口に配架
第一次審査提出図書の提出期間	平成 24 年 12 月 6 日から 平成 24 年 12 月 25 日まで	提出方法：持参又は送付
第一次審査	平成 25 年 1 月上旬	<b>【非公開】</b>
第一次審査結果通知及び第二次審査参加要請	平成 25 年 1 月 7 日	応募者全員に通知するとともに市ホームページに掲載 通知方法：電子メール、郵送又は FAX
第二次審査提出図書に関する質疑の提出期間	平成 25 年 1 月 8 日から 平成 25 年 1 月 16 日まで	提出方法：持参又は送付
第二次審査提出図書に関する質疑の回答	平成 25 年 1 月 21 日	回答方法：市ホームページに掲載及び窓口に配架
第二次審査提出図書の提出期間	平成 25 年 1 月 8 日から 平成 25 年 2 月 26 日まで	提出方法：持参又は送付
第二次審査	平成 25 年 3 月上旬	<b>【非公開】</b> <b>「公募市民」</b> (Ⅲ. 2. (2)⑥参照) の参加
第二次審査結果通知及び公開プレゼンテーション参加要請	平成 25 年 3 月上旬	第二次審査参加者全員に通知するとともに市ホームページに掲載 通知方法：電子メール、郵送又は FAX

第三次審査提出書類に関する質問の提出期間	平成 25 年 3 月上旬から 平成 25 年 3 月中旬まで	提出方法：持参又は送付 回答方法：市ホームページに掲載、窓口にて配架 詳細な日程については、技術提案書の提出要請時に通知します。
公開プレゼンテーション	平成 25 年 3 月 20 日	<b>【公開】</b> <b>「公募市民」</b> の参加 実施要領等については、第三次審査参加者に別途通知します。
第三次審査	平成 25 年 3 月 20 日	<b>【非公開】</b>
第三次審査結果通知	平成 25 年 3 月下旬	公開プレゼンテーション参加者に通知するとともに、記者会見を行い、市ホームページに掲載 通知方法：電子メール、郵送又は FAX

### Ⅲ. 応募資格

#### 1. 応募資格

(1) 本プロポーザルは単体又は設計共同体で応募できます。本プロポーザル応募資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する者としてします。

- ①設計統括責任者が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- ②建築士法第 23 条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
- ③小田原市における「競争入札参加資格認定申請書（測量・建設コンサルタント等業務）」を提出し、入札参加資格を有することが可能であること。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑤手続開始告示の日から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市又は国（公社、公団及び独立行政法人を含む）から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- ⑥法人であること。
- ⑦本事業を受託した場合の取組体制に記載された設計統括責任者が、工事完了まで、設計及び工事監理業務に対する総括責任者として従事できる者であること。

⑧平成元年4月1日から平成24年9月30日までに完成した下記の建築物（複合施設含む）のいずれかの建築設計の責任者（設計統括責任者又は意匠主任担当者）として実績を有する者であること。

（ア）固定席250席程度以上の劇場・音楽堂等（設置主体の公・民は問いません。）

（イ）延べ面積1,000㎡以上の公共的施設（設置主体の公・民は問いません。）

(2) 単体での応募

前項「Ⅲ. 1. (1) 応募資格」に示す全てに該当することが必要です。

(3) 設計共同体（以下「共同体」という。）での応募

下記に示す全てに該当することが必要です。代表構成員を決定し、設計共同体結成届（様式1）を提出して下さい。

①共同体を構成する事業者のうち全構成員が、前項「Ⅲ. 1. (1) 応募資格」に示す③～⑥の要件を満たしていること。

②共同体の代表構成員は、前項「Ⅲ. 1. (1) 応募資格」に示す①、②、⑦、⑧の要件を満たしていること。

③共同体の構成員は、本プロポーザルに係る他の応募者又は共同体の構成員と重複しないこと。

## 2. 応募の制限

(1) 一応募者につき提案は一つとします。

(2) 次に掲げる者は本プロポーザルに参加できません。

①市民ホール設計者選定委員会の委員及びその家族

②市民ホール設計者選定委員会の委員及びその家族が自ら主宰し又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

③市民ホール設計者選定委員会の委員が大学に属する場合において、その設計者選定委員会委員の研究室に現に所属する者

④「市民ホール基本計画策定専門委員会」の委員及び「市民ホール基本計画市民検討委員会」の委員並びに同委員会の委員が自ら主宰し又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

⑤「市民ホール管理運営計画専門委員会」の委員及び「市民ホール管理運営計画市民委員会」の委員並びに同委員会の委員が自ら主宰し又は役員、顧問等として実質的に関係する組織に所属する者

⑥公募市民（審査のプロセスの一部に参加する市民を公募により10名程度選出します。）

⑦重複して参加表明書等を提出した者

⑧主催者の組織に属する者

⑨「市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務」の受託者及びその家族

## IV. 建設予定地の視察

### 1. 視察会の開催

主催者による建設予定地の視察会を行います。（自由参加）

- (1) 日 時 平成 24 年 12 月 13 日 (木) 14 時～16 時  
建設予定地の馬出門側に 13 時 50 分までに各自集合下さい。
- (2) 申 込 み 平成 24 年 12 月 12 日 (水) 17 時までに建設予定地の視察会参加申込書  
(様式 2) を、FAX 又は電子メールにより事務局へ提出して下さい。
- (3) そ の 他 ・参加人数は 1 団体 3 名までとします。  
・現地に駐車場の用意はありません。  
・当日は質疑応答は行いません。

## 2. 視察での禁止事項

上記視察会及びそれ以外で任意に視察を行う場合、下記について遵守して下さい。

- (1) 近隣及び建設予定地内の住宅敷地には、絶対に立ち入らないで下さい。
- (2) 建設予定地内の居住区域及び近隣エリアで住居や人物の撮影をしないなど、住民のプライバシーに配慮して下さい。
- (3) 建設予定地内の居住区域においては、測量など応募に対する準備行為は禁止です。
- (4) 敷地内の駐車場や周辺施設の利用者に配慮して下さい。

## V. 審査

### 1. 選定の方法

設計者の選定にあたっては、次の委員で構成される市民ホール設計者選定委員会が選定を行います。

市民ホール設計者選定委員会 (敬称略、50 音順、◎委員長、○副委員長)

市来 邦比古 (世田谷パブリックシアター前技術部長)

○ 勝又 英明 (東京都市大学教授)

加藤 源 ((株)日本都市総合研究所)

桑谷 哲男 (座・高円寺館長)

◎ 仙田 満 (東京工業大学名誉教授、(株)環境デザイン研究所会長)

桧森 隆一 (嘉悦大学副学長)

諸星 正美 (小田原市文化部長)

(以下、市民ホール設計者選定委員会を「選定委員会」、市民ホール設計者選定委員を「選定委員」という。)

### 2. 審査の方法

審査は 3 段階で実施します。

- (1) 第一次審査 参加表明書等を審査し、第一次審査通過者 20 者程度を選定します。  
応募資格及び芸術文化創造センター設計に対する考え方について、審査を行います。ただし、応募者が 20 者に満たない場合には、行われな  
ことがあります。[非公開]
- (2) 第二次審査 技術提案書等を審査し、第二次審査通過者 5 者程度を選定します。  
[非公開][公募市民の参加][匿名の審査]

- (3) 第三次審査 第二次審査通過者 5 者程度を対象とし公開プレゼンテーションを実施し、「市民ホール基本計画」などに対する考え方、提案の実現性及び設計者としての信頼性等を総合的に評価した上で、最優秀者、優秀者を選定します。  
[公開][公募市民の参加]

### 3. 市民参加

これまでに策定された「市民ホール基本計画」や今年度検討を行っている「市民ホール管理運営基本計画」は、多くの市民参加によって議論されつくり上げたものです。そのため、設計者の選定においても同様に、市民参加によるものとします。

#### (1) 公募市民の参加

公募市民 10 名程度が第二次審査を傍聴し、選定委員と簡単な意見交換を行います。また、第三次審査では公開プレゼンテーションに出席し、応募者のプレゼンテーションに対して意見を提示し、選定委員会は、その意見を参考とします。

#### (2) 公募市民以外の市民等の参加

第三次審査において実施される公開プレゼンテーションは一般に公開されるものであり、傍聴することができます。

## VI. 手続等

### 1. 第一次審査

#### (1) 質疑応答

第一次審査について、質疑を受け付けます。質問については、質疑書（様式 3）により提出して下さい。

- ① 質疑提出期間 平成 24 年 12 月 6 日（木）から平成 24 年 12 月 14 日（金）まで（土曜日、日曜日は除く）の 9 時から 17 時までとします。  
郵送、宅配便等による場合は、平成 24 年 12 月 14 日（金） 17 時、市役所必着とします。
- ② 提出方法 持参又は郵送、宅配便、FAX、電子メール等により事務局へ提出して下さい。  
郵送、宅配便等の場合には、封筒に「芸術文化創造センターデザインプロポーザル質疑書在中」と朱書きにより明記して下さい。  
いずれの提出方法においても、事務局へ到着等の確認をされたい場合は事務局への問い合わせを行って下さい。
- ③ 回 答 平成 24 年 12 月 18 日（火）までに市のホームページで回答するとともに、文化政策課窓口にて閲覧できるものとします。

#### (2) 提出図書（参加表明書等）

- ① 参加表明書（様式 4）  
② 設計共同体結成届（様式 1）※必要な場合のみ提出して下さい。  
③ 「芸術文化創造センター設計に対する基本的な考え方」（様式 5）

以下の点について、A4 用紙片面 1 枚（1400 字以内）に簡潔に記載して下さい。ダイアグラムやチャートを用いることも可能です。

※「市民ホール基本構想」、「市民ホール基本計画」等これまでの検討経緯を踏まえ、市民が求めていることの中で重要と考える事項を 3 点あげるとともに、それらへの対応を提示して下さい。

④経歴・代表作品・資格証明等

- ・応募者の概況（様式 6）
- ・業務実績確認書（様式 7）
- ・応募者の代表作品（様式 8）
- ・一級建築士資格証明書の写し

⑤表面に住所、応募者名、郵便番号を明記した角形封筒（2 号）程度の大きさの封筒

※事務局は、参加表明書を受領後、受付番号等の資料を後日、送付します。

(3) 提出図書作成要領

①提出部数

- ・参加表明書（様式 4）：2 部（原本 1 部、写し 1 部）
- ・設計共同体結成届（様式 1）：10 部（原本 1 部、写し 9 部） ※必要な場合のみ提出して下さい。
- ・（様式 5～8）及び一級建築士資格証明書の写し（左上部ホチキス止め）：各 10 部  
※すべてを角形封筒（2 号）程度の大きさのものに入れて提出して下さい。表面には、応募者名、担当者名、連絡先を記入して下さい。

②記入方法

（様式 1）及び（様式 4～8）に記入作成し提出して下さい。なお、記入する文字は 10.5 ポイント以上として下さい。また、左余白は 20 mm として下さい。

③電子データ

PDF 化したデータを記録した CD（1 部）を提出して下さい。

(4) 提出期間及び方法

持参又は郵送、宅配便等により事務局へ提出して下さい。

①提出受付期間 平成 24 年 12 月 6 日（木）から平成 24 年 12 月 25 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の 9 時から 17 時までとします。郵送、宅配便等による場合は、平成 24 年 12 月 25 日（火）17 時、市役所必着とします。

②提出方法 郵送、宅配便等による場合は、封筒に「芸術文化創造センターデザインプロポーザル参加表明書等在中」と朱書きにより明記して下さい。  
また、この場合、配達記録が残るものとして下さい。

(5) 審査結果の発表

第一次審査の結果については、平成 25 年 1 月 7 日に応募者全員に通知するとともに、市のホームページで公開します。なお、第二次審査参加者には第二次審査の詳細について別途通知いたします。

## 2. 第二次審査

### (1) 質疑応答

第二次審査について質疑を受け付けます。質問については、質疑書（様式 9）により提出して下さい。

- ①質疑提出期間 平成 25 年 1 月 8 日（火）から平成 25 年 1 月 16 日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の 9 時から 17 時までとします。  
郵送、宅配便等による場合は、平成 25 年 1 月 16 日（水）17 時、市役所必着とします。
- ②提出方法 持参又は郵送、宅配便、FAX、電子メール等により事務局へ提出して下さい。  
郵送、宅配便等による場合は、封筒に「芸術文化創造センターデザインプロポーザル質疑書在中」と朱書きにより明記して下さい。  
いずれの提出方法においても、事務局へ到着等の確認をされたい場合は事務局への問い合わせを行って下さい。
- ③回 答 平成 25 年 1 月 21 日（月）までに、市のホームページで回答するとともに、文化政策課窓口にて閲覧できるものとします。

### (2) 提出図書（技術提案書等）

- ①技術提案提出書（様式 10）
- ②技術提案書 A1 用紙片面 1 枚横使い横書き
- ③協力事務所に関する調書（様式 11）  
※必要な場合のみ、提出して下さい。
- ④取組体制（様式 12）  
本業務を受託した場合の取組体制の考え方と具体的な取組体制について記載して下さい。
- ⑤設計統括責任者が現在従事している設計又は監理業務（様式 13）
- ⑥小田原市入札参加資格申請（測量・建設コンサルタント等業務）に関する資料の写し  
※本申請は、「かながわ電子入札共同システム/資格申請システム」及び小田原市総務部管財契約課契約係（0465-33-1325）において申請を行って下さい。なお、登録済みの場合は、それを証する書類の写しを提出して下さい。  
※設計共同体においては、全構成員の資料を提出して下さい。

### (3) 提出図書作成要領

- ①提出部数
- ・技術提案提出書（様式 10）：2 部（原本 1 部、写し 1 部）
  - ・技術提案書 A1 用紙（厚さ 5mm 程度の軽量のボードで裏打ちをしたもの）：1 部  
A1 用紙：10 部
  - ・技術提案書を A3 に縮小したもの：10 部
  - ・協力事務所に関する調書（様式 11）：10 部※必要な場合のみ提出して下さい。
  - ・取組体制（様式 12）：10 部
  - ・設計統括責任者が現在従事している設計又は監理業務（様式 13）：10 部

- ・小田原市入札参加資格申請（測量・建設コンサルタント等業務）に関する資料：2部
- ・設計共同体的場合、市の所定の様式により以下の書類を提出して下さい。  
     設計共同体協定書：2部（写し）  
     委任状：2部（原本1部、写し1部）  
     ※様式について、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

#### ②記入方法

- ・技術提案書には、以下の内容を記載して下さい。
  - （ア）参加表明書等に記載した、基本構想、基本計画等これまでの検討経緯を踏まえ、市民が求めていることの中で重要と考える事項への対応の考え方、設計の方針、具体的な提案内容
  - （イ）本施設の設計上重要と考える事項への対応の考え方、設計の方針、具体的な提案内容
  - （ウ）上記、（ア）、（イ）の内容を表現した、配置計画図（1階平面図兼用可）、各階平面図、断面図、立面図（配置計画図及び各階平面図は 1/500、断面図及び立面図は適切に表現することとします。）
- ・技術提案書には、右下に受付番号を記載して下さい。
- ・技術提案書の色彩の表現は自由とします。
- ・技術提案書の記述内容の文字は 12 ポイント以上にして下さい。  
     ※技術提案書には応募者が特定できる記述をしないで下さい。

#### ③電子データ

PDF 化したデータを記録した CD（1部）を提出して下さい。

#### (4) 提出期間及び方法

- ①提出受付期間      平成 25 年 1 月 8 日（火）から平成 25 年 2 月 26 日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）の 9 時から 17 時までとします。  
     郵送、宅配便等による場合は、平成 25 年 2 月 26 日（火）17 時、市役所必着とします。
- ②提出方法          持参又は郵送、宅配便等により事務局へ提出して下さい。  
     郵送、宅配便等による場合は、封筒に「芸術文化創造センター市民ホール デザインプロポーザル技術提案書在中」と朱書きにより明記して下さい。  
     また、郵送、宅配便等による場合、配達記録が残るものとして下さい。

#### (5) 審査結果の発表

第二次審査の結果については、平成 25 年 3 月上旬に第二次審査参加者全員に通知するとともに、市のホームページで公開します。なお、第三次審査参加者には、第三次審査の詳細について別途通知いたします。

### 3. 第三次審査

#### (1) 公開プレゼンテーションについて

- ①公開プレゼンテーションは一般公開するとともに、第三次審査に進んだ技術提案書を会場に展示します。

- ②提案者による技術提案書の説明（パワーポイントと白模型（1/500）のみによる 20 分程度のプレゼンテーション）とヒアリングを行います。
- ③パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、提出した技術提案書の内容のみを使用した静止画とします。
- ④白模型は、市が用意している建設予定地周辺の白模型に配置します。ボリューム模型を基本とし、柱型、軒、パラペット、開口部、仕上げなどを表現する必要はありません。
- ⑤公開プレゼンテーションに参加できる提案者は責任者を含め 3 名までとします。原則として設計統括責任者は出席して下さい。
- ⑥ヒアリングには公募市民も同席します。質疑は、公募市民からの質問も含め、選定委員会が行います。
- ⑦公募市民は、応募者のプレゼンテーションに対し意見を提示し、選定委員会はその意見を参考とします。
- ⑧公開プレゼンテーションの詳細については、第二次審査通過者決定後、速やかに連絡します。

## (2) 審査結果の発表

第三次審査の結果（最優秀者、優秀者の決定）については、公開プレゼンテーション参加者に通知するとともに、3月下旬に記者会見を行い、市のホームページで公表します。

## (3) 報償

第三次審査の参加者には、一律、報償金 20 万円を支払います。

なお、基本設計業務契約締結者については、基本設計委託料に含むものとします。

## 4. その他

- (1) 各審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。
- (2) 提出された技術提案書や模型などは、市のホームページなどで公開することがあります。
- (3) 提出書類は、設計者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、提出された参加表明書等及び技術提案書等は返却しません。
- (4) 公開プレゼンテーションについては、原則、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止とします。

## VII. 費用負担

参加表明書等及び技術提案書等の作成並びに公開プレゼンテーションなど本件プロポーザルに関し要した費用は、応募者の負担とします。

## VIII. 設計業務委託

### 1. 契約の締結交渉

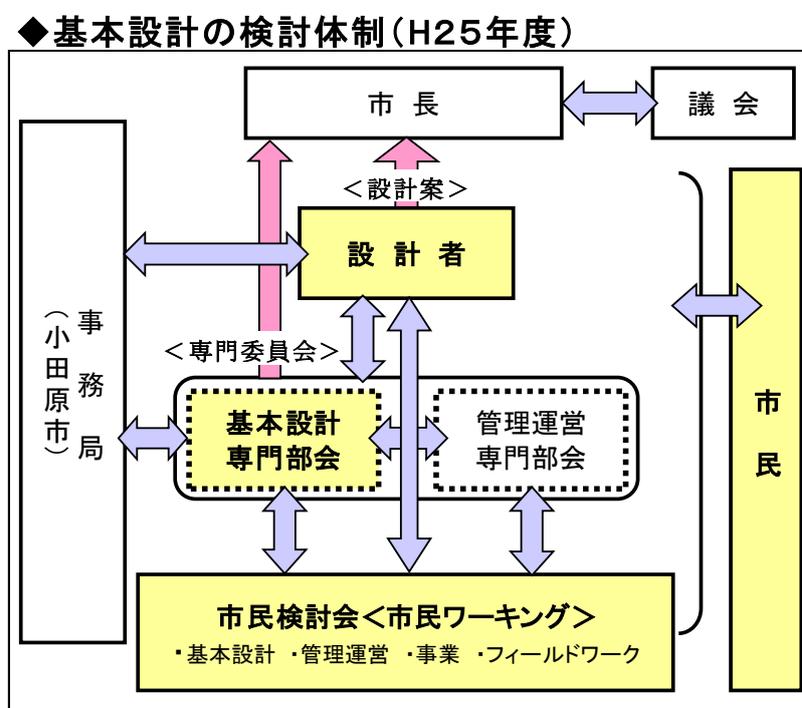
- (1) 最優秀者に対し、優先契約交渉権が与えられ、市は基本設計業務委託の契約交渉を行うものとします。
- (2) 契約方法は随意契約とします。
- (3) 委託料は本市の算出した金額以内とします。

- (4) 本件業務を受託した者（設計共同体にあっては構成員）及びその協力事務所は、本施設にかかるすべての工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできません。
- (5) また、本件業務を受託した者及びその協力事務所と次に掲げる事実が認められる建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、当該工事を請け負うことはできません。
  - ①一方が他方に出資していること。
  - ②一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。
- (6) 最優秀者に選定された者が、本プロポーザル終了後に、別に定める失格事項に該当すると認められた場合又は市と最優秀者による基本設計業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、本プロポーザルの優秀者に契約交渉権が与えられます。
- (7) 本件業務に関連する実施設計業務及び工事監理業務等については、本件業務の受託者との随意契約により委託契約を締結する予定です。

## 2. 業務の進め方について

- (1) 基本設計・実施設計業務は、市民検討会をはじめとする市民等との意見交換（以下「市民等との意見交換」という。）などを行いながら、技術提案書の提案内容を基に、検討・決定していくものとします。その過程において、提案された案への変更を求めることもあります。
- (2) 市民等との意見交換を行う際、設計者が出席するものとします。なお、市が求める時は、設計統括責任者が出席するものとします。

<基本設計の検討体制イメージ図>



### 3. 舞台設備の設計について

- (1) 設計者は、基本設計業務における舞台設備（機構、照明、音響）の設計について、市が専門家とともに作成した基本的な仕様をもとに、基本設計図書のとりのまとめを行うものとします。

実施設計業務については、当該工事請負業務を含めた舞台設備事業者選定プロポーザルを別途実施する予定です。舞台設備の実実施設計と施工を担う特定の舞台設備事業者を選定し、その舞台設備事業者は設計者に対して実施設計以降の技術的な支援を行いながら業務を推進します。

#### ■市の業務（基本設計業務に含まれないもの）

- ・舞台設備事業者を選定するためのプロポーザルに示す舞台設備の基本的な仕様（大きさ、位置、台数など）（以下「舞台設備の基本的な仕様」という。）の決定
- ・舞台設備事業者を選定するためのプロポーザルに示す各舞台設備の仕様書の作成
- ・プロポーザルのための募集要項等の作成業務

#### ■設計者の業務（基本設計業務）

- ・舞台設備の基本的な仕様の基本設計への総合的な反映
- ・舞台設備の基本的な仕様を基本設計に反映するための各種調整及び整合性の確認

【舞台設備とは、概ね以下のものを想定します】

- ①舞台機構設備：舞台吊物設備、舞台床設備、音響反射板等
  - ②舞台照明設備：舞台照明負荷設備、舞台照明調光設備、舞台照明移動器具等
  - ③舞台音響設備：舞台音響拡声・再生・録音設備、舞台連絡設備、舞台進行監視用 ITV 設備等
- (2) 舞台設備の基本的な仕様の作成において、市は舞台設備の専門家の支援を仰ぎます。支援を仰ぐ専門家については、基本設計への総合的な反映を行う設計者と調整の上、市が選定します。
- (3) 設計共同体の構成員及び協力会社は、上記（1）における舞台設備事業者選定プロポーザルには参加できません。

## Ⅹ. その他

### 1. 失格要件

本プロポーザルにおいて次のいずれかに該当すると選定委員会が認めた場合は、失格となります。

- (1) 提出図書が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合
- (2) 提出図書が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
- (3) 提出図書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 提出図書に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 提出図書に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 提出図書に、虚偽の内容が記載されている場合
- (7) 委員会から提出を求めたにもかかわらず、指定した期日までに書類の提出がない場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

- (9) その他、募集要項に違反すると認められた場合
- (10) 他者の提案図書を盗用した疑いがある場合
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

## 2. 接触の禁止

本プロポーザルの告示から第三次審査結果が公表されるまでの期間において、本件に関して、以下の者に、直接、間接を問わず接触をした場合は失格となります。

- (1) 選定委員
- (2) 「市民ホール基本計画策定専門委員会」及び「市民ホール管理運営計画専門委員会」の委員
- (3) 公募市民
- (4) 事務局及び関係職員（募集要項に定める手続きは除く。）
- (5) 「市民ホール管理運営計画・設計者選定補助業務」の受託者

## 3. 手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。

## 4. 著作権及び提案等の扱い

- (1) 提出図書は返却いたしません。必要な場合は、控えをとっておいて下さい。
- (2) 提出図書の著作権は提案者に帰属します。
- (3) 市は本選定の公表や出版、展示その他市が必要と認めるときに、第三次審査参加者が提出した技術提案書、模型及び芸術文化創造センター設計に対する基本的な考え方（様式5）について、一部又は全部を使用できるものとします。

## 5. 辞退

参加表明書提出以降に、辞退する場合は、辞退届（様式14）を事務局に提出して下さい。

## 6. その他

- (1) 提出期間内に参加表明書等が到達しなかった場合及び第二次審査参加者として選定されなかった場合は、技術提案書等を提出することはできません。
- (2) 提出図書の提出後において、提出図書に記載された内容の変更は認めません。また、技術提案書等に記載した設計統括責任者及び各主任技術者は、原則として変更することができません。  
ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には配置予定技術者の変更を行うことができることとしますが、その場合にあっても同等以上の技術者であるとの小田原市の了解を事前に得なければなりません。
- (3) 本プロポーザルの作成のために小田原市より受領した資料は、小田原市の了解なく公表、使用してはなりません。

## 別添資料

- (1) 市民ホール基本計画【本編】

**参考資料** ※印のある資料については、文化政策課窓口での配布はありません。

- (1) 市民ホール基本構想【本編】【資料編】
- (2) 市民ホール基本計画【資料編】【概要版】
- (3) 計画敷地図
- (4) 小田原市景観計画、小田原市景観計画景観形成基準、小田原市色彩景観のてびき（抜粋）
- (5) 地区計画について（三の丸地区 地区計画、三の丸地区 地区計画 計画図）
- (6) 高度地区への対応について
- (7) 「小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」のあらまし
- (8) 地質調査データ（調査位置図 ボーリング柱状図【平成 24 年 12 月】）
- (9) 航空写真
- (10) 小田原市文化振興ビジョン
- (11) 市民ホール管理運営計画専門委員会の委員名簿
- (12) 市民ホール管理運営計画策定経緯資料（かわら版、骨子案）
- (13) 小田原市民会館資料（パンフレット、小田原市民会館使用料金表、付帯設備・器具使用料、大ホール座席表）
- (14) 神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり整備ガイドブック【県ホームページ参照】※  
◎すべての資料は、ホームページにてダウンロード可能です。

## その他

- (1) 敷地周辺の市道の道路台帳図は小田原市建設部土木管理課（0465-33-1542）にて購入して下さい。
- (2) 都市計画基本図は小田原市都市部都市計画課（0465-33-1571）窓口にて購入して下さい。  
また、小田原市地理情報システム（Navi-0）からも参照できます。

<事務局>

〒250 - 8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

神奈川県小田原市文化部文化政策課

電話 0465 (33) 1702 FAX 0465 (33) 1526

Eメール [shiminhall@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:shiminhall@city.odawara.kanagawa.jp)

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>